



コロナ禍でのリモートワークに起因する米国個人所得税の問題

北陸銀行 国際部
 ニューヨーク駐在員事務所
 所長 馬場 正樹

1. 概要

米国の個人所得税には、国家(連邦)が課税する連邦税と、地方が課税する州税などがあります。連邦税は、米国内のどこに住み、どこで勤務していても税率等は変わらず、納税先も連邦(IRS: 国内歳入庁)ですが、地方税の場合は、勤務地(=所得の源泉地)での納税が基本となります。

しかしながら、コロナ禍の中、自宅等での「リモートワーク」が一般的になり、オフィスの所在する州と異なる州で日常的に勤務する例が急増した結果、自宅等の所在する「勤務地州」への納税を失念する例や、税率の違いにより税負担が増加する例が増える可能性があり、問題となっています。

米国で事業を行っている場合は、日本人駐在員、現地米国人社員を問わず、リモート勤務の実態を把握し、各人の勤務地(自宅等)の所在する州の規定もよく確認したうえで、地方税の納付漏れを回避しなければなりません。必ず会計事務所等の専門家に相談するなどの対応が必要となります。

2. 連邦税と州税(個人所得税)

(1) 連邦税

課税年度	・1月1日～12月31日
税率	・10%～37%の累進税率
納税方法	・毎年4月15日までに、前年の所得額・税額を確定申告する ・給与所得者は毎回の給与支払い時に会社が一定額を源泉徴収し、(予定)納税しているが、確定申告により過納付あれば還付、納付不足あれば追加納税
課税対象	・米国居住者は全世界所得 ・米国居住者 ^(※1) に該当する駐在員は、日本で受給する給与や日本での不動産所得などすべての所得が課税対象。また、米国赴任に伴う渡航費や引越費用などの会社負担部分も課税対象となる。 ^(※1) 居住者に該当するかどうかは判定基準あり

(2) 州税（地方税には他に市税・群税もあるが割愛）

課税年度	・1月1日～12月31日
税率	・州により異なる（累進税率もあれば定率もある。ゼロの州も） ・累進税率が最も高い州はカリフォルニア州の1%～13.3% ニューヨーク州は4.0%～8.82% ・定率は5%前後が多い（ミシガン、マサチューセッツなど） ・アラスカ州、フロリダ州、ネバダ州、テキサス州、ワシントン州、サウスダコタ州、ワイオミング州は個人所得税が課されない
納付先	・アメリカは州独自の課税権が認められており、納税に関する規定は州により異なる。 ・原則的には居住地州および勤務州（所得の源泉地の州）各々に課税権が発生する。 ・通常は、会社が給与支払い時に連邦税・州税を源泉徴収し、州税は本人が勤務している州に納税する。一方、居住地に対しては確定申告時に勤務地での納税額を申告し、居住地の税額から控除する取扱いとなる。（ワシントンDCとメリーランド州のように、相互免除協定があれば、一方での納税のみで完結。）

3. コロナ禍での問題

コロナ禍で、在宅（リモート）勤務が一般的となり、自宅やサテライトオフィス、場合によっては親の家などで勤務する社員が増えました。その結果、所得の源泉地（給与の対象となる労働を提供している場所）が、従来のオフィスのある州とは異なる州になり、会社はその州に対して源泉徴収した税額を納税しなければならず、また社員もその州に対して申告をしなければなりません。

しかし、このことをよく理解せず、従来通りの納税・申告をすることで、課税権の発生した州に対する申告・納税を失念するケースが増えると思われます。州によっては、コロナへの対応として「一時的なリモートワークに対しては納税を免除する」という規定を設けているところもありますが、『一時的』の期間が短かったり、期間の定義が不明だったりする場合があります。

コロナ対応だけに限らず、リモートワークを行う場合は、こうした州所得税の問題が発生することを理解し、会社としては各社員の勤務地や勤務日数などの実態を把握し、会計士などの専門家も活用して、納税・申告漏れが発生しないように留意する必要があります。

以上

<ご注意> 文中意見は筆者の個人的見解であり、北陸銀行としての見解の反映ではありません。当レポートは作成時点の経済状況に基づき、情報提供のみを目的に作成したものです。記載内容については、ご利用者の判断と責任のもと、ご利用くださいますようお願いいたします。

ほくりく長城会

海外ビジネス情報

発行：北陸銀行 ほくりく長城会事務局

〒920-0024 金沢市西念1-1-3 コンフィデンス4F

（株）人材情報センター内）

TEL: (076)254-6500 FAX: (076)254-6565

E-mail: info@chojo-hokugin.jp